

鳥取県と株式会社ポプラとの包括連携に関する協定に基づく主な具体的な取組

平成26年6月18日

○障がい者就労継続事業所商品の販売【拡充】

- ・ハートフルコーナーを設置している鳥取南吉方店、東伯東郷店、米子車尾店の3店舗で6/16からリニューアル販売。
- ・従来は非食品を販売。協定を契機に食品を含めた品揃えを拡充。(食品38品を新規販売)

店舗	商品	製造事業所	
鳥取南吉方店	食品	クッキー	さくら工房(鳥取市)
		梨ジャム、ゆず味噌、桜ごはん等	あゆみ工房(鳥取市)
		ラスク、りんごのコンフィチュール	パレアナの家(八頭町)
	非食品	ブレスレット、ストラップ	ほほえみ香房(鳥取市)
		ヘアピン、絵はがき、桜の木カード立て等	松の聖母学園通所更正部(鳥取市)
		日本手拭い、名刺入れ、印鑑入れ等	まんぼう工房(鳥取市)
		ストラップ、ポチ袋&メモ、一筆せん	障がい者活動センターふりあん(鳥取市)
		木製コースター、木製メモスタンド等	季の風ねっこ(鳥取市)
鳥取物語(箸)、タオル	かめの会作業所(鳥取市)		
東伯東郷店	食品	もなみちゃん(かりんど)、おからクッキー等	もなみ(倉吉市)
		手焼きせんべい千両、生姜せんべい等	フレンズ(北栄町)
		くらすけそば(つゆ付)	ワークサポートあしたば(倉吉市)
	非食品	箸置き	ゆりはま太平園(湯梨浜町)
箸置き		コミュニティハウス楽(倉吉市)	
米子車尾店	食品	ブラウニー、リーフドレヌ、こめっこらすく等	お菓子屋くればす(境港市)
		ピーナッツブリトル、チョコブラウニー等	NPO法人サポートイルカ(米子市)
		米っ粉クッキー	のぞみハウス(鳥取市)
	非食品	マグカップ、メモスタンド、キーホルダー等	セルプひの(日野町)
シュシュ、花ゴム、あみぐるみ等		レゴリス幸伸(米子市)	

- ・ポプラ側のノウハウによる助言等により商品のブラッシュアップを予定。
- ・また、定期的な店舗での障がいのある者による対面販売を実施するとともに、将来的には店舗数を増加する予定。

○あいサポート・アートとっとりフェスタへの協力【新規】

- ・のぼり・ポスターでのPR協力(県内全54店舗で6/18から実施)
- ・イベント協賛のための募金箱の設置(県内全店舗。設置期間:6/18~7/31)
- ・障がい者アート作品の店舗展示(7/12~11/3。鳥取ワシントンホテル店で展示予定)



○移動販売の実施【継続・将来拡充】

- ・大山町・琴浦町の県内2町内で移動販売を実施中。
- ・琴浦町においては、赤碕町漁業協同組合と共同で平成25年4月から共同で移動販売(週5日)を行っている。(赤碕町漁協が、琴浦町内での移動販売を平成22年6月から開始、平成25年4月からポプラが同社の移動販売車で同行する形で実施。)
- ・大山町においては、平成24年10月から移動販売(週4日)を行っている。



○中山間集落見守り活動への協力【新規】

- ・琴浦町内で行っている移動販売のルート周辺を対象に見守り活動を行い、異常等を発見した場合は市町村へ連絡する。(6/18 協定締結)

○県内・県外（首都圏・関西圏）店舗での県政情報発信・観光情報発信【新規】

- ・県政・観光等のパンフレットを配架する専用ラックを県内全 54 店舗に常時設置（5/23 から実施）
- ・県外イベントに併せて近隣店舗で観光PR等を実施（随時）

○県産品を使用したオリジナル弁当の企画・販売【継続】

- ・県内全 54 店舗で 6/17 からガイナーレ応援弁当 2 種類をリニューアル販売（数量限定、無くなり次第終了）



ガイナーレ鳥取カレー
(鳥取カレー倶楽部のルーをブレンド)



岡野雅行の野人丼

○県産品の販売コーナーの設置【新規】

- ・県内 54 店舗で 6/18 から販売（商品がなくなり次第終了）。その後はお盆、年末年始等の祭事時期を中心に設置する。
- ・ミルクあめ、まきば牛乳せんべい、とち餅、黒みつ草餅、もさえびチップ、おからかりんとうなど 16 品目を販売（店舗により販売品目は異なる）。

○あいサポート運動・子育て応援パスポートへの協力【新規】

- ・あいサポート運動については、ポプラ社員向け及び加盟店向けの研修を実施予定
- ・子育て応援パスポートについては、県内 54 店舗で 6/18 からミルク用のお湯を提供

○ハートフル駐車場設置協力【継続】

- ・平成 26 年 1 月に県と協定締結し、県内 17 店舗に設置済

○災害時における応急生活物資の供給等の支援【新規】

- ・災害時における生活物資の供給等の支援協定を締結予定

○物流の中で発見した公共土木施設の損壊情報の県への通報【新規】

- ・ポプラの商品配送等の際に道路、道路標識、ガードレール、河川堤防等の公共土木施設の損壊等を発見した場合に、最寄りの県土整備局又は県土整備事務所へ通報する。(6/18 から実施)